

令和5年度 不祥事の根絶研修計画

東広島市立下黒瀬小学校

- 1 目的 教育公務員としての自覚と倫理観を高め、あらゆる不祥事の根絶を図る。
- 2 不祥事防止委員会「こころの相談室(体罰・セクハラ相談窓口)」
不祥事防止委員会(こころの相談室)の構成
・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭

研修計画

○研修の推進については、各職員の当事者意識を醸成するため、研修計画の立案・実施にすべての職員が主体的に関わることができる体制をつくる。

(1) 推進体制

- ・毎月不祥事防止委員会を開催する。
- ・不祥事防止委員会においては、翌月の研修内容や保護者からの意見、子どもの様子教職員の様子などの情報を基に、不祥事防止のあり方について協議する。
- ・研修計画は、管理職が中心になって立案実施する一般研修と、職員が中心となって立案実施する各部担当研修の二本立てとする。
- ・各部の担当研修については全教職員が属する部会ごとの担当を決め、研修を立案実施する。
4月～7月(生徒指導部担当)
8月～11月(保健安全部担当)
12月～3月(教務研修部担当)

(2) 重点課題についての研修

- ①体罰の禁止・・・各期一回以上
- ②わいせつ・セクハラ・パワハラ行為・・・各期一回以上
- ③情報管理・・・各期1回以上(特に年度初め、学期末、年度末に重点)
- ④会計管理・・・各期1回以上(特に年度初め・学期末・年度末に重点)
- ⑤交通事故防止・飲酒運転根絶・・・学期末(特に年末年始、年度末時期に重点)
- ⑥不適切な指導の防止・・・年2回以上
- ⑦メンタルヘルス研修・・・年1回以上

(3) 法の遵守

- ①各法令研修・・・各期一回以上
入学式、卒業式シーズンについては特に研修強化
懲戒処分事例などを活用した研修を実施

(4) 勤務管理

- ①実務研修・・・年度当初に集中実施、年度途中については随時実施
(出勤簿・出張・その他)

(5) その他

- ①会計管理・・・年度当初、学年末に実施
- ②県施策方針・・・年度当初(関係資料が学校に配布されたタイミングで実施)

(6) 一般研修実施予定

(7) 研修計画・研修方法及び担当部

月	内 容	担当部	月	内 容	担当部
4	・教職員の服務 ・情報管理 ・今年度の研修計画 ・不祥事根絶のための行動計画の確認	管理職 情報担当	10	・わいせつ・セクハラ行為 (ロールプレイ研修)	保健安全部
5	・わいせつ・セクハラ行為	生徒指導部	11	・交通事故防止(交通法規等) ・飲酒運転の根絶(グループ協議)	保健安全部
6	・会計管理(学年会計簿等) ・情報管理	生徒指導部 事務主幹	12	・情報管理 ・不適切な指導の防止	教務研修部
7	・飲酒運転の禁止 ロールプレイ	生徒指導部	1	・体罰防止とアンガーマネジメント (ロールプレイ研修)	教務研修部
8	・メンタルヘルス研修	生徒指導部	2	・パワーハラ行為 ・法令研修(卒業式国旗・国歌について)	教務研修部 管理職
9	・体罰防止 (グループ協議) ・アンガーマネジメント ロールプレイ研修	保健安全部	3	・不適切な指導の防止 ・不祥事防止のためのチェックポイント ・不祥事根絶のための行動計画, 不祥事の根絶決意表明の見直し	教務研修部

(8) 参考資料

- ・広島県教育関係職員倫理要綱
- ・教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために— (体罰根絶)
- ・教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために— (飲酒運転防止)
- ・教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために— (セクシュアル・ハラスメント等防止, パワー・ハラスメント防止)
- ・教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために— (自らも過ちを犯し得る存在)
- ・教職員による不祥事の根絶—信頼され続ける教職員であるために— (パワー・ハラスメントのない, より働きやすい職場づくりに向けて)
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱
- ・パワー・ハラスメント防止リーフレット
- ・その他